

【募集要領】

河川敷地内の樹木採取を希望する方を募集します!!

令和7年11月19日

帯広開発建設部 池田河川事務所長

1. 目的

池田河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける方を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を行います。

採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工あるいは販売などをすることができます。

2. 応募方法

公募型樹木等採取を希望される方は、別紙「応募様式」（様式－1）に必要事項を記入し、メール、郵送、または持参により以下の宛先まで応募してください。申込期限は令和7年12月12日12時00分とします。

郵送の場合は期限内必着、申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の8時45分～17時00分（12月12日は12:00）までにお越しください。

また、公募範囲全域を、採取期間内で採取していただくことを条件としております。

応募者多数の場合は下記4. 7)により採取者を決定します。

応募先

郵送・持参：〒083-0032 中川郡池田町字利別東町

帯広開発建設部 池田河川事務所

（担当：計画課）

メール：hkd-ob-ikedakasenkanri@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は71条の規定に該当するものでないこと。
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者

- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他、池田河川事務所長が参加不適当と判断する者

4. 樹木等採取の概要

- 1) 採取期間：河川產出物採取着手届確認完了日～令和8年2月27日
- 2) 採取予定場所：別途図面①、②参照
- 3) 主な樹種：ヤナギ類が主体
※採取期間などの詳細な条件については、打合せをお願いいたします。
※採取予定箇所について、別途図面②を予定しております。
※樹種はヤナギ類が主体で、樹木ごとの太さ及び樹高は異なります。
※採取する箇所までは、小型トラック程度までは進入が可能です。
- 4) 保全樹木について：環境に配慮して保全する樹木がありますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、伐採しないよう注意願います。
- 5) 外来種について：燃焼かチップ化など分布拡大の無い使用目的に限定させていただきますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、伐採願います。
- 6) 冬期の除雪について：採取者で除雪の実施を基本としますが、伐採箇所までの運搬路においては、状況により当所が対応する場合があります。
- 7) 申し込み多数の場合は、下記の申し込み条件の順位により、より上位の方を選定します。
 - ① 樹木の伐採後に除根まで実施し、採取後の根・枝・葉の処理を採取者自らで実施する。
 - ② 樹木の伐採後に除根まで実施するが、採取後の根・枝・葉の処理はおこなわず、池田河川事務所の指定する場所に運搬集積する。
 - ③ 樹木伐採後に除根は実施せず、採取後の枝・葉の処理を採取者自らで実施する。
 - ④ 樹木伐採後に除根は実施せず、採取後の枝・葉は池田河川事務所の指定する場所に運搬集積する。

また、同順位の申込者が複数いた場合には、くじ引きにより選定します。抽選が必要な場合は12月12日17時00分までに抽選の連絡をいたします。

※抽選は令和7年12月15日15:00～池田河川事務所で実施します。

※抽選に当日出席できない場合は事務所職員が代理抽選いたしますので、連絡の際、代理希望を申し出てください。
- 8) 公募型樹木採取の参加者選定結果について（決定通知書）送付から採取開始までに2週間程度時間を要します。手続きの詳細は別紙「応募から採取開始、採取完了までの流れ」をご覧ください。

5. 許可申請書の提出について

応募様式を確認後にご連絡いたしますので、許可申請書（様式-2）、採取作業計画書（様式-3）を提出願います。

6. その他

- 1) 各様式への記載内容を確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 2) 本件により採取した樹木は無料ですが、採取に要する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。
- 3) 本件は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 4) 本件中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。
- 5) 本公募に係る行為に起因して、事故やケガ等が発生した場合には、すみやかに池田河川事務所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。なお、池田河川事務所では事故処理等の対応に関する責任は一切負えません。
- 6) やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
- 7) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取り消す場合があります。
- 8) 作業時間は、作業期間内の毎日 9 時から 17 時までを基本とします。土、日、祝祭日の作業も可能ですが、休日の前日までに池田河川事務所の担当者へ連絡をお願いいたします。
- 9) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中止する場合があります。その場合はご了承願います。
- 10) 今後より良い「公募型樹木等採取」の取り組みとするため、採取者にアンケートを実施することがあります。
- 11) 本件に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

帯広開発建設部 池田河川事務所 計画課

電 話 : 015-572-2661

メ ー ル : hkd-ob-ikedakasenkanri@gxb.mlit.go.jp